

県立高等学校将来構想審議会教育改革推進事業検討部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年宮城県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、県立高等学校将来構想審議会（以下「審議会」という。）に教育改革推進事業検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 教育改革推進事業検討部会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を審議会に報告する。

- （1）高校教育改革推進事業の施策に関すること。
- （2）高校教育改革推進事業の推進に関すること。
- （3）その他、高校教育改革推進事業に係る必要な事項に関すること。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、教育庁高校教育創造室において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月 日から施行する。